



親権の壁について

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋・日浦法律事務所」代表。

最近、児童虐待によって幼い子どものが奪われ、または、骨折や脳挫傷などの重篤な傷害を負わせてしまう事件が新聞やテレビなどで伝えられてくる。しかし、このような事件は以前からずっと起きていた。ただ社会に把握されていないだけだ。他人様の家庭のことに口を出すべきではないとか、「嫌い」の名の下に親が子どもを折檻することは、程度の差こそあれ、あり得ることとしてきた。尊い命が社会に向かって言葉も発しないまま暗闇の中へ奪われていき、また、命を奪われるまでに至らなくとも、子どもの未来に暗い影を落としてきたのである。

平成12年、超党派の議員立法という形で児童虐待の防止等に関する法律が制定された。その第6条に「虐待を受けたと思われる児童」を発見した国民は、その事実を児童相談所などに通告しなければならないという義務を負うこととなつた。

例えば、父親や継父などから性的にいたずらをされ、自宅に戻りたくない

と15、6歳くらいの女子から涙ながらに訴えられたら、弁護士はどうすることができるのだろう。

相談してくれた女子の訴えが真摯な訴えであり、性的虐待に該当し得

ると判断される場合、弁護士がその尊い命が奪われ、または、骨折や脳挫傷などの重篤な傷害を負わせてしまつた時から、さまざまな問題を考えなければならぬ。自宅に戻すべきではないという選択肢を

いった時から、そのまま自宅に帰らせてしまつことは少ない。しかし、逆に、自宅に戻すべきではないといふ選択肢を

いとく」とは、その日以降の女子の日常生活をどうするのか、という問題が起きる。近隣に祖父母がいれば、とりあえず女子を預け、その後のことは相談して決めていくことと考える。しかし、祖父母が近隣にいるとは限らない。また、仮に近隣に居住していたとしても、虐待している親との関係が疎遠だつたり、攻撃されるのが嫌で子どもを匿う場所として考えられない場合が実は多い。また、弁護士が把握できない時間や時期を見計らつて実力行使をされてしまつて子どもが虐待親のもとに戻つてしまつこともある。このような場合、児童福祉法第33条に基づく児童相談所への一時保護が考えられるが、ここで集団生活を子どもが拒否することもある。本来、子どもへの説得は親などが時間をかけて行うことが多いが、虐待する親を通じて説得することなど考えられないから、弁護士は児童相談所の方々と一緒に説得をすることもあるが、すぐさま信頼関係を得られることは現実的に難

ると判断される場合、弁護士がその尊い命が奪われ、または、骨折や脳挫傷などの重篤な傷害を負わせてしまつた時から、そのまま自宅に戻すべきではないといふ選択肢を

いとく」とは、その日以降の女子の日常生活をどうするのか、という問題が起きる。近隣に祖父母がいれば、とりあえず女子を預け、その後のことは相談して決めていくことと考える。しかし、祖父母が近隣にいるとは限らない。また、仮に近隣に居住していたとしても、虐待している親との関係が疎遠だつたり、攻撃されるのが嫌で子どもを匿う場所として考えられない場合が実は多い。また、弁護士が把握できない時間や時期を見計らつて実力行使をされてしまつて子どもが虐待親のもとに戻つてしまつこともある。このような場合、児童福祉法第33条に基づく児童相談所への一時保護が考慮されるが、ここで集団生活を子どもが拒否することもある。本来、子どもへの説得は親などが時間をかけて行うことが多いが、虐待する親を通じて説得することなど考えられないから、弁護士は児童相談所の方々と一緒に説得をすることもあるが、すぐさま信頼関係を得られることは現実的に難

しい。頼るべき祖父母などの社会的資源も少なく、一時保護所での生活を

始めることも難しい場合、どのように

すべきか苦悩することもある。

また、虐待された結果、さまざま

精神的疾患を被つていると思われる

時、とりあえず、安心できる医療機関にて生活して貰う選択肢もある。一時保護の委託先として医療機関を選び、できる限り早期に入院し治療などを受けて貰うケースだ。しかし、子どもが児童相談所の関与を拒否している場合、医療機関に入院するという選択肢をとつてみたところで、治療や入院にかかるさまざまな費用をどのように確保すべきかという点について

考えなければならない。

私はかつて、生活保護法第15条に基づく医療扶助を申請し、医療機関での十分な治療が受けられるようになるための道を探つたことがあった。しかし、同法4条2項では、子どもの扶養義務者である親が当該子どもを扶養できるか否かという点を最優先に判断してその受給の是非を検討することとなつてゐるから(保護の補充性)、生活保護の申請手続という局面で、地方公共団体が親の意見を聴取することを許し、医療扶助の是非、その内容について虐待親が干渉してく

ることを許すという本末転倒のプロ

セスを辿る事態となる。親権という壁があるため、子どもの経済的扶助を得ようとしても、虐待親の干渉を許すというのが法の建前なのである。